大阪市長

電話番号 FAX番号

高額障がい福祉サービス等給付費支給決定(変更)通知書

先に申請のありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費(介護保険サービス利用者負担相当額)の支給については、次のとおり決定したので通知します。

記 居 住 地 対 象 者 氏 名 号 受 給 者 証 番 決 定 年 日 月 支給決定内容については、別紙『支給対象月別明細書』に記載します。 額 円返 額 円 支 給 金 還 金 公費負担額支給金額 円 公費負担額返還金額 円 公費本人負担額支給金額 円公費本人負担額返還金額 円

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、大阪府知事に申し立てれば、 口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。